

(5) 調査試験等

農林水産省肥料検査所において、肥料取締法第9条に基づく仮登録肥料の肥効試験、肥料及びその原料に対する幼植物試験等各種調査試験を行うとともに、各種有機質資材の品質調査、肥料分析法の検討を行った。

3 高機能肥料生産基盤技術の開発

生態系と調和した高機能肥料や農産物の品質向上機能等を有する有機質肥料等の開発・実用化を産・学・官の連携の下に促進する必要がある。

このため、有機質肥料生物活性用技術研究組合が行う生態系調和型高機能肥料等の研究開発に対して助成を行った。

(予算額 4,697万円)

第8節 農業機械化対策

1 農業機械化関係

(1) 農業機械総合対策推進事業

農業を取り巻く厳しい状況の中で、農業機械化の推進による生産性の一層の向上を図るためには、低コスト農業実現に向けた機械費節減の推進、農作業安全、新しい機械の開発改良の推進等の課題に対する取組みを強化する必要がある。

このため、農業機械利用技能者の育成、遊休機械の流通促進、シンプル農業機械の普及推進、中山間地域の農業機械化の推進、全国的な農作業事故防止運動の展開等に重点を置いた諸施策を総合的に展開した。

ア 低コスト農業機械化等総合推進事業

農業機械の適正な導入、効率的な利用等に関する総合的な推進方策を検討するとともに、これに基づき、農業機械の利用技能者の育成、中古・遊休機械の活用促進、基本性能を重視した廉価な農業機械の普及の促進、農業機械のリース及びレンタル方式の推進を実施した。

イ 中山間地域農業機械整備促進事業

中山間地域の特性を生かした地域特産作物生産の機械化を促進し、生産性の向上を図るため、既存機械に改良を加えることにより、地域特産物の特性等に応じた機械の整備を実施した。

ウ 農作業事故防止推進事業

農作業による死亡事故は、年間350～400件程度発生しているが、近年、特に高齢層の機械利用に伴う事故や、道路走行時の事故が多くなっている。今後、農

業機械の大型・高性能化の進展、高齢者・女性の機械作業機会の増大が一層見込まれるため、これらに対応した農作業事故防止対策を強力に展開する必要がある。

このため、農作業事故ゼロを目指して、農作業事故防止運動を全国的に展開するとともに、地域ぐるみでの総合的な安全対策を実施する拠点となるモデル地区を設置した。

(予算額 2億5,316万円)

(2) 農業機械利用総合対策中央推進事業

低コスト農業の実現に向けた農業機械の適正導入・効率利用の促進、農作業事故ゼロを目指した農作業事故防止運動の実施等を円滑かつ効果的に推進するためには、行政と農業団体とが一体となって事業の推進に取り組む必要がある。

このため、農業団体において、農業機械の効率利用共働会の開催、シンプル農業機械等の導入促進のための検討会及び現地研究会の開催、農業機械士等の資質向上に対する支援、農作業事故防止運動全国会議の開催及び農作業事故補償対策現地指導等の推進を実施した。

(予算額 7,261万円)

(3) 農作業安全確保啓発広報委託事業

農業機械使用等による農作業事故を未然に防止し、農作業の安全を確保するため、農業機械士が実施している安全性のチェック方法や安全性の高い機械利用技術等と新たな危険回避資材を組合せた最も効果的な事故回避手法を明らかにするとともに、これを広く農業者に啓発、普及することにより、安全意識の高揚と安全な農作業の実施を促進するため、(財)日本農業機械化協会に委託した。

(予算額 1,628万円)

(4) 土地利用型地域農業生産システム確立事業

(先進的農業生産総合推進対策)のうち農業機械銀行活動強化等

生産性の高い土地利用型農業を実現するため、地域の有機的連携による合理的な生産体制(地域農業生産システム)を構築する必要があるが、そのシステムの中で重要な役割を占め、担い手農家の実質的な規模拡大と機械の効率利用を促進する農業機械銀行方式による担い手支援サービスを充実・強化することが広く求められている。

このため、受託者の不足、年間を通じた受託作業量の不足により事業の活性化が阻害されている農業機械銀行において、広域での受託者の掘り起こし、新規受託者への機械利用技能研修、年間就業機会確保のため

の受託作業範囲の拡大・安定化、貸付用機械の整備等の活動強化を図った。また、農業機械銀行の育成が必要な状況にある畑作地域等においては、機械利用改善計画の策定及びこれに基づく農作業の仲介あっせん等を実施する農業機械銀行を育成した。

(予算額 2億3,094万円)

(5) 農機具検査

農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第6条の規定に基づき、農機具型式検査を次のとおり実施した。

また、型式検査合格機のその後の性能・構造等をチェックし、検査の成果を確保することを目的とした事後検査を農用トラクター(乗用型)等3機種について実施した。

表8 農機具型式検査の実施状況

	合格型式数
農用トラクター(乗用型)	14型式
田植機(土付き苗用)	5型式
動力噴霧機(走行式)	0型式
スピードスプレヤー	0型式
コンバイン(自脱型)	4型式
フォーレージ・ハーベスター	0型式
ポテト・ハーベスター	2型式
ビート・ハーベスター	0型式
ビーン・ハーベスター(集束型)	0型式
農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム	38型式
計	63型式

(6) 農業機械化研修

5年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおりである。

農林水産省職員研修	112名
基本研修	166名
農業施策研修	265名
特別研修	116名
計	659名

(7) 農業機械化審議会

5年11月16日に検査部会が開催され、6年度において型式検査を行う農機具の種類並びに型式検査の主要な実施方法及び基準について審議された。

検査を行う農機具の種類は従来のフォーレージ・ハーベスターを対象外とし、新たにコンバイン(普通型)を加えた。また、コンバイン(乗用型)、農用トラクター(乗用型)、農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームについて型式検査の主要な実施方法及び基準の制定及び変更を行う旨の答申がなされた。

2 生物系特定産業技術研究推進機構

生物系特定産業技術研究推進機構は、農業機械化の促進のための試験研究、農機具の検査・鑑定等の業務(農業機械化促進業務)及び民間の技術開発を促進するための出融資、国との共同研究あっせん等の業務(民間研究促進業務)を行っている。

農業機械化促進業務においては、5年度には政府から15億7,725万円の出資を得て、生研機構で開発した機械の実用化の促進を行う事業者への出資、共同研究総合センター及び高度水田機械化システム研究棟の建設、附属農場の大区画整備、農場用水池護岸工事及び宿舍跡地の整備並びに研究の促進、検査等業務の効率化を図るために必要な設備備品の整備等を行った。

また、メカトロニクス、バイオテクノロジー等基礎的先導的な研究を強化し、効率的な研究検査体制とするため、63年10月1日に組織改正を行った。なお、5年度に実施した主要な業務は次のとおりである。

(予算額 33億8,804万円)

(1) 基礎技術研究部

メカトロ、バイオ、耐久性等基礎的先導的研究を重視し、農業機械全般に共通する応用基礎的な研究を実施した。

- ア メカトロニクス研究
- イ バイオエンジニアリング研究
- ウ 安全人間工学研究
- エ 耐久性工学研究
- オ 資源環境工学研究

(2) 生産システム研究部

水田作及び畑作における一層の高効率高位生産を図ることを目的として、農業機械・施設の開発改良研究を実施した。

- ア 土壌管理システム研究
- イ 栽植システム研究
- ウ 生育管理システム研究
- エ 収穫システム研究
- オ 乾燥調整システム研究

(3) 園芸工学研究部

高品質園芸作物を低コストで生産するため、工学的な面から効率的な生産手段を確立する研究開発を実施した。

- ア 果樹生産工学研究
- イ 野菜生産工学研究
- ウ 園芸調製貯蔵工学研究

(4) 畜産工学研究部

畜産関連機械の工学的手法による開発改良研究を実

施した。

ア 飼料生産工学研究

イ 飼料調製利用工学研究

ウ 飼養管理工学研究

(5) 評価試験部

農業機械化促進法に基づき、農用トラクター（乗用型）をはじめ10機種を対象に農機具型式検査を実施したほか、計測法等の研究を実施した。

ア 原動機第1試験室

イ 原動機第2試験室

ウ 作業機第1試験室

エ 作業機第2試験室

オ 安全試験室

(6) 鑑定

農業機械化の促進に資するため、製造業者等の依頼に応じて農業機械の鑑定事業を評価試験部を中心に実施した。

5年度は、①安全鑑定については15機種152型式（適合型式数）、②任意鑑定については16機種31型式、③総合鑑定については1機種2型式（公表型式数）の鑑定を行った。

(7) 企画部

企画部においては、①農業機械化の背景・問題点に関する調査、②内外における農業機械の研究開発動向調査、③図書・資料の収集管理サービス、④ショールーム・資料館の運営、⑤内外の新機種情報の収集・評価と利用者への提供等を行った。

第9節 植物防疫対策

1 病害虫防除

(1) 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等を対象として全都道府県において事業を実施した。また、農蚕園芸局でも全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計9回発表した。

5年度の稲の病害虫についてみると、冷夏の影響で葉いもち及び穂いもちの発生が、北海道と沖縄を除く広い範囲で平年比150%以上と全国的に多い発生となった。本年のいもち病発生の特徴は、全国的に多発であったものの地域的に見るとは場間格差が大きかったことで、適切な防除管理の有無による被害の差が顕著であった。紋枯病は、全国的に少であった。

セジロウンカ及びトビイロウンカは、飛来数としては多で、特にトビイロウンカは九州で早期多飛来した。

発生は北陸及び九州でやや多〜多となった。

稲以外では、カンキツの黒点病、リンゴの黒星病、なしの黒斑病並びに果菜類の灰色かび病、うどんこ病、べと病及び疫病等が多発した。

病害虫の発生、防除状況は表9のとおりである。

(2) 植物防疫組織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、事業の高速化、技術の多様化等に対応するため1県1所を目途とした統合整備を推進し、体制の強化を図るとともに発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農業の安全使用の指導等を行った。また、市町村段階に病害虫防除員を設置し病害虫発生状況調査等を行った。

病害虫防除所職員の設置、病害虫防除員の設置、病害虫防除所の運営等植物防疫事業の基礎的経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

(3) 病害虫防除対策

病害虫の防除を有効、適切かつ環境に配慮しながら実施するため植物防疫総合推進事業において天敵利用技術等従来の防除技術とは異なった高度防除技術を導入した防除方法の確立及び利用促進に加え、生物的、化学的、物理的制御技術等を有機的に結合した総合的被害防止技術の実用化、土壌病害虫の発生程度に対応した環境に影響の少ない防除技術の確立・定着を図った。また農家と病害虫防除所の連携によるほ場レベルの発生予測により、環境に配慮した効率的な防除を実施するのに必要な病害虫の発生予測技術の確立を図った。

また、外国から新たに侵入した重要病害虫の撲滅を図るとともに特殊な病害虫の地域的、突発的な発生等に対処するため、その緊急防除を実施する特殊病害虫緊急防除事業として、天敵増殖配布、アリモドキゾウムシ等を対象に5県に助成し、防除等を実施した。

(4) 農林水産航空事業

5年度における農業関係の空中散布面積は、水稻防除159万7千ha、果樹防除5千ha、畑作物防除2万5千ha、畜産関係3千ha、ミバエ類防除402万9千ha計566万haであった。

このうち、水稻防除を剤型別散布面積割合でみると、微量散布剤47.3%、液剤41.2%、液剤少量10.2%となり、液三剤で98.7%を占め、微粒剤0.7%、粒剤0.6%となっている。なお、水稻防除の実面積は57万1千ha（水稻作付面積の26.9%）で、年平均2.8回行われ、関係農家数は73万8千戸（総農家数の29.4%）であった。

林業関係事業実施面積は、松くい虫防除18万4千haと野そ駆除14万haが主であり、その他は、松くい虫以

表9 病害虫発生状況及び防除状況
病害虫名 発生面積 (千ha) 延防除面積 (千ha) 概 評

(稲)			
葉いもち	959	2,383	北海道、沖縄で平年並以下、その他は多
穂いもち	904	3,666	北海道、沖縄で平年並以下、その他は多
紋枯病	815	1,644	西日本の一部でやや多、その他は平年並以下
もみ枯	30	70	一部を除きやや少から少
細菌病 セジロウンカ	1,091	1,670	北日本を除きやや多～多
トビイロウンカ	300	1,322	近畿の一部、四国、九州でやや多～多
コブノメイカ	598	732	北日本を除きやや多～多
イネミズゾウムシ	1,143	1,080	一部でやや多～多
(麦)			
赤かび病	75	210	一部を除きやや少～少
雪腐病	47	85	少
(大豆)			
紫斑病	7	43	一部を除き平年並以下
ハスモンヨトウ	13	31	やや少～少
(果樹)			
カンキツ黒点病	93	374	東海、中国、四国、九州でやや多～多
カンキツ かいよう病	25	87	中国、四国、九州でやや多～多
りんご黒星病	30	353	東北、北陸でやや多～多
リンゴ斑点落葉病	24	410	東北、関東・東山、北陸の一部でやや多～多
ナシ黒斑病	5	68	やや多～多
ナシ黒星病	4	154	北陸でやや多～多、その他は一部を除き平年並以下
ブドウべと病	8	81	北日本を除きやや多～多
カキうどんこ病	11	60	東海、西日本の一部でやや多～多
(果樹共通)			
カメムシ類	5	71	少
(野菜)			
疫病	9	99	一部地域でやや多～多
アブラムシ類	68	359	一部を除いて平年並以下
ハダニ類	21	95	平年並以下

外の害虫防除0.8千ha、除草2千haなどで計32万8千haであった。

(5) 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録に当たり、その安全性について関係省庁と連携を図りながら検査を実施した。

安全な農産物の生産確保及び生活環境の保全を図る観点から、農産物及び土壌における農薬残留の追跡実態調査を実施したほか、施設内での無人防除技術等農薬の新散布技術の定着促進及び散布農薬の適否を診断する体制の確立を図るとともに、使用実態、残留分析、結果等を踏まえた農薬の安全使用を推進し、消費者に農産物の安全性について周知するための体制の整備を図った。

一方、農薬による危害防止については、農林水産省、厚生省、都道府県の共済により農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底についての啓発宣伝、講習会の開催、医療機関との連携に基づく中毒者の処置体制の確立、農薬事故の実態把握を実施するとともに、農薬販売業者及び防除業者に対して研修会を実施し、関係法令の遵守、農薬安全対策に関する認識の徹底を図った。

また、ゴルフ場の農薬適正使用指導対策について都道府県に対し、地域病害虫・雑草の発生状況等を踏まえた安全防除指針の策定や、農耕地周辺の農薬を使用した場合の水質に及ぼす影響を点検調査し、環境条件を十分に考慮した農薬の適正使用対策のための助成を行った。

そのほか、農薬の安全性評価について万全の対策を実施するため、財団法人残留農薬研究所に対し、農薬の毒性等に関する新たな試験技術の確立に必要な経費を助成した。

2 農薬の需給及び登録検査取締り

(1) 農薬の生産出荷

5農薬年度(4年10月～5年9月)の農薬の生産額は、4,292億円(前年比1.0%減)出荷額は4,136億円(同1.3%増)となっており、生産額は減少、出荷額は増加した。

(2) 農薬の輸出入

5農薬年度の農薬の輸出額は前年比14.5%減の582億円であった。主な仕向地の輸出額は、韓国92億円、アメリカ66億円であった。

一方、輸入額は前年に比べ4.6%増の620億円となった。国別輸入先については、ドイツが35.8%を占めて最も多く、次いでアメリカ34.9%、スイス9.8%、フラ

ンス8.4%となっている。

(3) 農薬の登録状況

5 農薬年度において新たに登録された農薬は237件で、9 月末における有効登録件数は5,882件となり、前年同期に比較して155件の減少となっている。

5 農薬年度に新規化合物製剤として登録されたものは12種類であった。

(4) 農薬取締り状況

5 年度においては121件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質管理等に関し技術的指導を実施したほか、無登録農薬の販売・使用に対する指導取締りを行った。

3 植物検疫

(1) 輸入検疫

5 年においては、栽植用植物1億2,419万個、球根類3億4,894万個、切花5億9,562万個、種子2万8千t、生果実162万t、野菜66万t、穀物2,875万t、まめ類554万t、雑品875万t、木材2,358万㎡について、輸入検疫を実施した。

(2) 輸出検疫

5 年においては、生植物、球根、穀類等について、約4万5千件の輸出検査を実施した。

(3) 国内植物検疫

ア 種馬鈴しゅ検疫

植物防除法に基づく5年度の種馬鈴しゅ検疫は、春作、秋作春作及び秋作について、北海道ほか9県において原種は885ha、採種は5,879haを対象に実施し、合格率はそれぞれ99.1%、99.4%であった。不合格の主な理由は、ウイルス病等の病害の発生によるものであった。

イ 果樹苗木及び母樹検疫

5 年度においては、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、延べ21道県から申請のあったかんきつ、りんご、ぶどう、もも、おうとう及びなしの母樹1,300本について、果樹母樹のウイルス病検査を実施した。

ウ 移動取締り

沖縄県八重山群島よりウリミバエが根絶されたことに伴い、10月30日をもって同群島から本土等他地域へのスイカ、マンゴウ等のウリミバエ寄生植物の移動規制が解除された。

(4) 緊急防除

2 年11月に鹿児島県西之表市（種子島）において、さつまいもの大害虫であるアリモドキゾウムシが発生したため、植物防疫法第4章「緊急防除」の規定に基

づき、西之表市の一部地域を防除地区に指定し、当該地区からの他の地域へのさつまいも等の移動禁止措置を実施した。

第10節 種 苗 対 策

1 新品種の保護

(1) 品 種 登 録

農林水産植物の育種の振興と種苗の国際流通の円滑化を図るため、昭和53年12月に発足した種苗法に基づく品種登録制度は、455種類の農林水産植物を保護対象として運用されている。4 年度末までに、累計で3,571品種が登録されていたが、5 年度には都合8回にわたり計478品種が新たに登録された。

この結果、6 年3 月末日現在の登録品種数は4,049となった。植物分野別の出願・登録状況は、表10のとおりである。

(2) 種苗特性分類調査委託事業

植物品種保護制度の実施に当たり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成5 年度は、工芸作物1、野菜7、果樹4、草花類14の計26種類について、社団法人日本種苗協会等に種苗特性分類調査を委託した。

(3) 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、種苗管理センターにおいて試験を行うほか、都道府県農業試験場等に試験を依頼し、出願品種の区別性、均一性、安定性の有無について調査を行うこととしている。5 年度は種苗管理センターにおいて、作物5 種類8 点、野菜12種類16点、草花類183種類288点、特殊検定15種類24品種計200種類336点について栽培試験を実施したほか、山形県ほか21都県に栽培試験を委託し、食用作物4 種類6 点、野菜11種類13点、草花類55種類102点、果樹13種類26点、きのこ7 種類7 点、計90種類154点について実施した。

(4) 審査技術開発調査委託事業

出願品種の審査に当たって、重要な形質に係る特性について、区別性、均一性、安定性を判定し登録の可否を決定しているが、味、香り、成分等の形質については、光学的・化学的技術等を応用した客観的な測定及び判定技術を確立することが有益である。

このため、5 年度においては、ももの液み成分の分析法の確立について社団法人日本果樹種苗協会に委託した。

表10 出願・登録状況

区分 作物分野	出 願 件 数			登 録 品 種 数			取 下 げ 件 数			6年3月末現在 審査中の品種数
	4年度末	5年度	計	4年度末	5年度	計	4年度末	5年度	計	
食 用 作 物	393	39	432	291	15	306	9	1	10	116
工 芸 作 物	75	11	86	63	2	65	1	0	1	20
桑	12	1	13	9	1	10	0	0	0	3
野 菜	642	28	670	458	43	501	62	2	64	105
果 樹	602	31	633	404	34	438	63	7	70	125
飼 料 作 物	80	15	95	56	9	65	1	0	1	29
草 花 類	3,414	497	3,911	1,624	303	1,927	222	52	274	1,710
観 賞 樹	849	110	959	556	62	618	40	1	41	300
林 木	11	4	15	9	0	9	0	0	0	6
海 草	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0
きのこ類	159	14	173	98	9	107	3	0	3	63
計	6,240	750	6,990	3,571	478	4,049	401	63	464	2,477

(注) 1. 旧法による出願を含む。2. 登録後に取り消された品種は登録品種数に含まれている。

3. 審査中の品種には、内定公表中の品種が含まれている。

(5) 新審査方式導入調査委託事業

近年における登録出願件数の増加及びUPOV条約の改正に対応した、審査能力の増強、審査方式導入の検討に資するため、5年度は、UPOV加盟国であるアメリカ、カナダの審査体制、審査技術の開発、審査基準の作成状況等の調査を行うとともに、審査の迅速化及び審査精度の向上を図るための技術等を検討するなど、新たな審査方式の導入可能調査を社団法人農林水産技術情報協会に委託した。

(6) 種苗関連新技術等市場動向調査委託事業

種苗関連新技術の開発の動向、種苗の市場動向を把握し、新技術の開発とその普及の円滑な推進に資するための調査を社団法人農林水産先端技術産業振興センターに委託した。

(7) 従属品種判定技術確立対策調査事業

1991年に改正されたUPOV条約では、育成者の権利を強化するために従属品種に関する規定が導入されたが、従属品種を判定する技術は確立されていない状況にある。このため、当該技術の確立に要する調査を社団法人日本果樹種苗協会に委託した。

(8) UPOVアジア地域セミナー

アジア地域における植物品種保護制度の導入を促進するためUPOV（植物新品種保護国際同盟）が行う東南アジア7か国（中国、韓国、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア）を対象とする品種保護制度に関するセミナーの開催を内容とする事業に対し提出を行った。（セミナーは、9月に中国で開催された。）

2 種苗の生産流通対策等

(1) 種 苗 検 査 等

ア 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の新規営業届出件数は、5年度には12件であった。

イ 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、種苗管理センターにおいて、5年度には以下のとおり種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査、ほ場及び立入検査をして、種苗業者の指導と種子証明を行い、不良種子の取締りと優良種苗の普及促進を図った。

(7) 指定種苗について、種苗法に基づき表示検査26,822点、集取試料の検査4,273点、野菜の生産基準等に関する検査として品種純度検査132点、種子検査4,273点

(4) 種苗業者等からの依頼種子について、農産種子依頼検査規程に基づき種子検査と農産種子検査報告書の発行1,072件、国際種子検査報告書の発行321件

(9) 輸出用種子について、EC向け輸出野菜種子の品質維持に係る公的管理に関する要領に基づき、集取種子の事後検定31点

(4) 園芸用備蓄種子について、園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査278点（4.9万ℓ）

(2) かんきつ等優良系統探索事業

高品質な果実生産に資するため、かんきつ等の新系統の発生要因調査、探索系統の現地調査等により優良系統を探索し、その普及促進を推進した。

(3) 需給適合品種育成普及促進事業

消費者ニーズに適合した園芸作物の優良品種の育成普及を図るため、品種し好動向調査を行い、野菜・花きについて、優良品種選定基準を策定した。

(4) 人工種子実用化開発推進事業

種苗のコストダウン、安定生産や優良品種の開発に資するため、組織培養を利用して自然種子と同様の機能を有する人工種子の実用化を推進した。

(5) ハイグレード品種早期育成システムの開発事業

最近著しい進展をみせているバイオテクノロジー等の先端技術の成果を応用した新たな育種・増殖システムの基盤技術を確立するため、社団法人日本種苗協会に助成して、種苗産業の共同研究体制の下、細胞操作技術、生殖細胞利用技術、効率的増殖技術等の活用による低コスト・省力的でかつ早期に優良な品種を開発するシステムの開発を推進した。

(6) 優良な原原種・原種の生産及び配布

種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種等の生産及び配布(5年度配布実績：馬鈴しょ1,873t、さとうきび241万本、茶樹11万本)を行った。

第11節 蚕糸対策

1 蚕糸対策

(1) 概要

近年、国内における繭の生産量は、養蚕農家の減少、高齢化等により減少し、それに伴い生糸生産量も減少している。最近では、長期にわたる「きもの」離れに加え、バブル経済崩壊後の不況、国際生糸価格の低落、円高の進行等の影響を受け、需要の減退と絹製品の輸入の増加を招いている。

このような需給状況の下で生糸価格は低落し、特に、5年8月中旬以降、安定基準価格(10,400円/kg)を大幅に下回る水準で推移してきた。

このような状況に対処するため、製糸団体による生産調整及び調整保管の実施が図られるとともに(5年9月)、養蚕・製糸・流通・絹業の四者で協議が行われ、①養蚕農家に対する基準繭価(1,518円/kg)の保証、②市場実勢を反映した生糸価格の安定等を内容とするいわゆる四者合意がまとめられた(5年10月)。これに対し、国は蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の蚕糸業振興資金からの助成等の支援を行った。

安定帯価格については、この四者合意を踏まえ、6年4月1日に改定された。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉が5年末に最終合意に達したことを受けて、7年度から生糸については、事業団による国家貿易を維持するが、輸入規制は見直して関税化することとし、繭については、関税割当制度に移行することになった。

(2) 5生糸年度における需給事情

5生糸年度の生糸需給は、繭生産量11,212t(前年比28%減)、繭輸入量2,665t(同1%減)となっており、生糸の国内生産量は67,676俵(同15%減)となった。

他方、国内の生糸引渡し数量は101,032俵(同7%減)、生糸純内需が90,265俵(同8%減)で、生糸の年度末在庫は、26,903俵(同23%減)となり、このうち事業団が18,142俵(同27%減)となった。

生糸価格は、平均で8,701円/kg(同20%低下)であった。

2 養蚕対策

(1) 養蚕概要

5年度の繭生産は、養蚕従事者の高齢化、従事者の減少等から引き続き減少し、養蚕農家は2万7,200戸で前年に比べ7,700戸(22%)減少、桑園面積は4万2,500haで前年に比べ6,200ha(13%)減少、収穫量は1万1,200tで前年に比べ4,300t(28%)減少した。

収穫量を蚕期別にみると、春蚕は4,600t(26%減)、初秋蚕は3,100t(19%減)、晩秋蚕は3,500t(36%減)となっている。

(2) 養蚕振興対策事業

ア 地域指定の見直し

養蚕業をめぐる厳しい状況に対処して、今後とも我が国の繭生産基盤を確保していくためには、将来の養蚕業を担う中核的養蚕農家を育成・確保していくことが重要な課題となっている。

このため、今後育成すべき農家・地域を明確化した上で、これらへの施策の一層の集中化・重点化を図ることとし、従来の新高能率養蚕地域(昭和60年指定、224地域、568市町村)に代えて、「効率的養蚕地域の指定について」(平成6年1月31日付け6農蚕第336号農蚕園芸局長通達)に基づき新たに効率的養蚕地域(84地域、273市町村)の指定を各県において5年度末までに行った。

イ 主産地振興対策事業

養蚕業の安定的な発展を図るため、養蚕適地で、今後とも高能率な繭生産が期待できる地域を対象に、総

合的な養蚕振興対策事業を重点的、計画的に実施し、今後の養蚕業を主体的に担う産地の育成及び蚕作の安定、革新的技術の導入、多回育の推進等生産性の向上を通じた中核的養蚕農家の育成による低コスト省力化養蚕経営の実現を推進した。

具体的には、先進的農業生産総合推進対策の一環として、次の事業を実施した。

(ア) 低コスト省力化生産体制整備事業

蚕作の安定、省力化による生産性の向上、繭の生産流通体制の近代化を図る等地域養蚕の中核的拠点としての役割を担う広域的な養蚕の基幹施設を整備する事業、生産性の向上等を基本とした密植促成機械化桑園への改良整備、壮蚕飼育装置等中核的な養蚕農家の育成を図るための条件を整備する事業、養蚕産地における養蚕の地域機能を効果的に発揮できる体制を整備するための地域養蚕機能活性化推進検討会の開催及び桑葉供給施設の整備等を行う事業を実施した。

(予算額 1億6,222万円)

(イ) 低コスト省力化生産技術実証モデル事業

低コストで生産性の高い養蚕経営を実現する先進的な養蚕経営モデル団地を育成するため、これに必要な推進指導体制の整備を図るとともに、革新的技術を組み合わせた機械化一貫省力技術体系による多回育化・規模拡大を図るための生産条件を整備する事業を実施した。

(予算額 1億70万円)

(ロ) 新需要開発産地形成等推進事業

新しい絹素材の用途に対応したハイブリッドシルク用等の特殊用途用繭の生産団地を育成するための指導体制及び生産条件の整備を図る事業、ヤママユ産地の育成を図るための生産、流通、加工技術の定着・向上等に必要な指導体制及び生産条件の整備を図る事業を実施した。

(予算額 7,091万円)

ウ 繭生産対策の指導

近年の繭生産は、高齢化の進展、生産性の伸び悩み、生糸の需要減を背景とした糸価の低迷等により、縮小傾向にある。このような中で、今後とも我が国の繭生産基盤を確保していくためには、革新的技術の導入により生産性の高い養蚕経営等を実現するいわゆる先進国型養蚕業の早期確立・普及と併せ、効率的・安定的な経営によって将来の養蚕業を担っていく中核的養蚕農家を育成・確保していくことが重要な課題となっている。

平成5年度は、以上のような基本的考え方に基づき繭生産対策を推進することとし、先進国型養蚕業につ

いて革新的技術の農家段階での実証及び普及に努めること、中核的養蚕農家の育成・確保について、「新しい食料・農業・農村政策の方向」(平成4年6月公表)に即した将来の望ましい養蚕の経営展望を目標に、今後育成すべき農家・地域の明確化と施策の集中化・重点化を図ること、優良繭生産運動を推進すること等を内容とした「今後の繭生産対策の推進について」(平成5年5月25日付け5農蚕第3628号農蚕園芸局長通達)をもって各地方農政局長等に対し、指導を行った。

エ 稚蚕人工飼料育

稚蚕人工飼料育は、52～53年度に実施された稚蚕人工飼料育実用化パイロット事業を契機に普及に移されて以来、普及率は年々向上している。

5年度における総繰立卵量(糸繭用)31万6千箱のうち、人工飼料育による総繰立卵量は17万1千箱であり、普及率は53.9%となった。

(3) 桑 苗

優良桑苗を安定的に確保し養蚕経営の改善に資するためには、桑苗需給の均衡を図ることが極めて重要である。このため、6年2月桑苗需給調整打合せ会議を開催し、6年産桑苗の需給見込数量と生産計画について検討を行った。

5年産桑苗需給は、生産本数238万本(前年比43%減)に対し、需要数量は194万本であった。農家購入価格は全国平均で1本当たり50円11銭であった。

(4) 蚕 種

ア 蚕品種の指定

蚕種は、蚕糸業法(昭和20年法律第57号)により農林水産大臣が指定した品種及び交配形式(普通蚕種)以外は製造できないことになっており、農林水産大臣は農業資材審議会(蚕種部会)に諮問し、その答申に基づいて品種及び交配形式の指定又は指定の取消しを行っている。

5年度においては、春蚕に適するものとして「ぐんま×200」、「鐘光×黄玉」、夏秋蚕に適するものとして「日201号×中202号」、「ひたち×にしき」の4交配形式を指定するとともに、3交配形式の指定取消しを行った。

この結果、6年4月現在の指定数は原原蚕種129、交配形式58(うち春蚕用29、夏秋蚕用22、その他のもの7(細織度2、太織度2、中細織度・長糸長1、広食性蚕2))となった。

イ 蚕種の生産と流通

蚕種製造業は、蚕糸業法第2条の規定により農林水産大臣の許可を要するが、5年度末における許可業者数は37である。うち、専業15、協業組合及び協同組合

13. 製糸兼営5, 個人2, 農業協同組合1, 財団法人1となっている。

5年度における蚕種製造数量は、原原蚕種1万蛾、原蚕種16万蛾、普通蚕種32万箱(2万粒入り、以下同じ。)であった。また蚕種価格は、年平均箱当たり3,722円で前年より36円(1.0%)上回った。

蚕種の輸出は、蚕糸業法第13条の規定により農林水産大臣の許可が必要であるが、5年度においては、7万箱がタジクなど20か国に輸出された。

(5) 災 害

5年度の被害量(繭に換算)は849tで、前年に比べ117t(16%)増加し、被害率は7.0%となった。桑害は616tで、前年に比べ182t(42%)増加した。これは、長雨、台風、低温などによる被害等が前年に比べて多かったためである。

3 繭・生糸の流通対策

(1) 繭取引の概況

5年度の繭取引は、8月中旬以降生糸価格が急落したため、養蚕・製糸・流通・絹業の四者により基準繭価1,518円/kgを保証する旨の合意がなされ、初秋・晩秋蚕期の繭について適用された。この結果、四蚕期平均では、繭価協定実績で1,694円となった。

(2) 繭検定施設システム整備事業

新繭質評価法に係る糸質向上検定施設の効率的な利用を図るため、システム化推進協議会の開催及び繭検定施設のシステム化の事業実施を内容とした「繭検定施設システム整備事業」を平成5～7年度の3か年計画で実施することとし、事業初年度の5年度は岩手及び鹿児島県の2県が事業を行った。

(3) 繭糸試験調査事業

自動選繭機及び自動繭質測定機による新検定法への円滑な移行を図るため、新検定法の実施が妥当な水準の下で維持されているか調査分析し、技術的問題点を摘出するため、「新繭質評価実施技術に関する試験」を平成4～6年度において実施しており、5年度は宮城県ほか5県が事業を行った。

4 絹需要増進対策

平成2年12月に蚕糸業振興審議会において策定された「絹需要増進に関する今後の行動計画」に基づき、平成5年度は、ハイブリッドシルク等新しい素材を用いた製品開発の促進、シルクの宣伝・普及、販売促進等に対し、事業団の蚕糸業振興資金からの助成を行った。

5 製糸業対策

製糸業の経営の安定と新たな対応を進めるため、平成5年度においては、コスト低減、優良繭の確保等に併せ、良質生糸生産の推進指導を行った。また、製糸業の原料繭確保のため、乾繭2,840tの輸入方針を発表した。

生糸価格安定対策の一環として、生糸価格の低落に対処するため、製糸構造改善事業協同組合が事業主体となって、事業団の助成事業による生糸の調整保管事業(平成5年7月29日～6年3月31日)により975俵の生糸の保管が行われた。

また、事業転換対策として「産業構造転換円滑化臨時措置法」に基づく「事業適応計画」を1件承認した。

第12節 繭糸価格安定対策

1 繭糸価格安定制度の運用

(1) 概 要

生糸価格は、2生糸年度以降、落着きを取り戻し、安定価格帯の水準内で推移していたが、3年8月以降、バブル経済の崩壊等を背景に下落傾向を示した。

そのため、事業団による輸入糸の買換え、製糸団体による調整保管の実施等を通じ市況の回復を図ったが、5年8月以降は安定基準価格を下回る水準で推移した。

(2) 四者合意と取引指導繭価の設定

平成5年10月に蚕糸・絹業をめぐる厳しい状況に対応して、養蚕・製糸・流通・絹業界が一体となって共存を図るための四者協議が行われ、①養蚕農家に対する基準繭価(1,518円/kg)の保証、②市場実勢を反映した生糸価格の安定等の合意に達した。

国としても、5年8月以降の生糸価格の低落に対応し、四者合意の取組みを支援するため、事業団の蚕糸業振興資金から基準繭価を保証する製糸業者への助成、国産繭の減産に対応するための乾繭輸入を認める等の措置を講じた。

安定帯価格については、四者合意の趣旨を踏まえ、次のように引き下げを行った。(6年4月1日から実施)

標準生糸の安定基準価格	10,400円	→	8,400円
標準生糸の安定上位価格	13,800円	→	12,400円
標準繭価	1,518円	→	1,226円

しかしながら、養蚕農家に対して旧基準繭価水準の手取りを確保するため、6年産繭について、1,518円/

kgの取引指導価格を新たに設定した。また、取引指導価格を保証する製糸業者への支援措置として、事業団の蚕糸業振興資金から200円/kgの範囲内での助成(財源として輸入生糸からの負担を含む。)、国産繭の取引に対応した所要量の輸入繭の確保等の措置を講じた。

(3) 蚕糸業振興審議会繭糸価格部会

6年3月25日に開催された蚕糸業振興審議会繭糸価格部会に対し、農林水産大臣は以上のような考え方を下に、平成5生糸年度に適用する標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに平成5年5月21日から平成6年5月20日までの期間に適用する基準価格の変更並びに平成6生糸年度に適用する標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに平成6年度5月21日から平成7年5月20日までの期間に適用する基準価格の決定について諮問した。これに対し、同部会は、慎重に審議した結果、下記のような答申を行った。

記

標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに基準価格については、政府試算のとおり変更し、及び決定することはやむを得ないものと認める。

なお、この決定と関連して、今回設定される取引指導価格の水準での繭代の支払を支援するため、関係業界の協力を得ながら所用の措置を的確に講ずること。

附帯決議

政府は、今回の価格決定と併せて、今後、次の措置を適切に講じ、蚕糸・絹業経営の安定に努められたい。

1 養蚕業の将来を展望し、国、地方公共団体及び関係団体の協力の下、新たに総合的かつ効果的な普及指導体制を構築するとともに、今後育成すべき経営体及び主産地に対し各種助成事業を集中的・重点的に実施し、効率的な養蚕産地の育成を図ること。

また、国際的な視点にも配慮し、我が国養蚕業のコストダウンを一層進めるため、広食性蚕品種等の革新的技術を活用した技術体系の早期確立等に努めること。

2 繭・生糸の品質向上と高付加価値化及び我が国蚕糸業の活性化を図るため、各地域独自の製品開発及び品質等を適正に反映した価格形成を推進するとともに、繭及び生糸の流通改善に努めること。

3 繭糸価格安定制度についてその本旨に則り適正に運用すること。

4 絹業の経営に配慮し、需給事情に即した生糸の輸入及びその適時適切な売渡に努めること。また、偽装絹織物の輸入の防止を図ること。

5 日本の伝統に根ざした和装その他の絹文化の普

及、絹業産地における需要開拓努力への支援、新しいシルク素材等を用いた製品の開発等を推進し、絹利用の増進を図ること。

6 今後予定されるガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意に伴う国内制度の改正に当たっては、蚕糸・絹業の一体となった発展を図る観点から、蚕糸業の経営の安定と絹業の原料生糸の安定供給の調和が図られるよう適切な措置を講ずること。

国は審議会の答申の趣旨を尊重して安定帯価格を決定し、平成6年4月1日付け農林水産省告示第616号及び618号をもって告示した。

2 繭・生糸・絹製品の輸入調整対策

(1) 二国間交渉

生糸、絹製品の主要輸出国である中国及び韓国とは51年以降、生糸、絹糸及び絹製品の適正な輸入数量を定めるため二国間取決めを締結している。

ア 中国 平成5年度協議において、生糸の5年度輸入数量枠を19,000俵(4年度13,500俵)とすることを取決めた(6年4月7日合意)。

イ 韓国 5年度協議において、生糸の5年度輸入数量枠を5,500俵(4年度5,500俵)とすることを取決めた(5年6月18日合意)。

(2) 輸入プレス繭対策

5年の夏以降、くず繭に分類されるいわゆるプレス繭の輸入が急増し、これを繰糸した低品質の生糸が一般流通したため、生糸価格低下の一因となっていた。

このため、プレス繭は従来「繰糸に適しない繭」(くず繭)と判断されていたが、6年3月23日以降に「くず繭」と輸入申請のあった貨物については、繰糸試験を行って、くず繭であるか否かの判断をすることとなった。また、そのデータ等に基づいて、従来の基準の見直しが行われ、大蔵省関税局業務課長名で通知された(6年7月11日付け)。

3 蚕糸砂糖類価格安定事業団の運営

(1) 運営審議会の開催

事業団は農林水産大臣から標準糸価の決定通知を受け平成6年3月29日に運営審議会を開催した。同運営審議会は6年4月1日以降5年生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格及び6年生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格について答申し、事業団は農林水産大臣の認可を得て1kg当たり8,300円と決定した。

(2) 事業実績

5事業年度の事業実績は次のとおりである。

ア 生糸価格安定事業		
(ア) 国産糸の買入れ、売渡し		0 俵
(イ) 外国産生糸の輸入、売渡し		
前期繰越数量		27,872俵
輸入数量		14,640俵
売渡し数量		21,640俵
一般売渡し		0 俵
実需者売渡し		21,640俵
新規用途等売渡し		0 俵
(買換え)		4,220俵
期末保有数量		20,872俵
イ 受託乾繭事業		未実施
ウ 生糸短期保管事業		未実施
エ 繭糸生産流通合理化等助成事業		
(ア) 繭糸生産流通合理化事業		10,202万円
(イ) 生糸等需要増進事業		19,785万円
(ウ) 蚕糸業経営技術指導事業		3,697万円
(エ) 生糸調整保管事業		1,111万円
(オ) 国産繭流通円滑化奨励金交付事業		33,095万円

第13節 蚕業改良普及事業

1 蚕業改良普及組織

(1) 蚕業技術指導所

蚕業改良普及事業は、養蚕農家に対し養蚕に関する知識及び技術を普及し、蚕業技術の改善と養蚕経営の合理化を推進することにより、養蚕の生産性の向上と養蚕農家の所得の増大に資することを目的としている。

蚕業改良普及事業においては、蚕業技術指導所に所属する蚕業改良指導員と嘱託蚕業普及員が、養蚕農家に対する計画的な普及指導、展示普及施設の企画・運営、自主的研究集団の育成、普及指導上必要な調査研究、各種蚕業補助事業等の企画及び実施に関して、市町村、農業改良普及所等関係機関との連携を図りながら協力、援助するとともに、養蚕農家からの蚕業に関する相談等に応ずるなどの業務を行っている。

国は、蚕業改良普及職員の設置、蚕業技術指導所の運営等普及事業の実施に要する基礎的経費について、58年度から従前の定率補助金（個別経費の積上げ）に替わる標準定額の交付金を蚕糸技術改良普及事業交付金として交付している。（5年度予算額 19億6,806万円）

また、蚕業改良普及事業の効果的、効率的な推進を図るため、蚕糸業をめぐる情勢の変化についての的確な

対応が必要なモデル的性格の強い事業については、従来どおり補助事業を実施している。5年度は新たに中核的養蚕農家育成特別指導推進事業を実施したが、これら補助事業に必要な経費を蚕糸技術改良普及等事業費補助金として助成している。（5年度予算額 6,490万円）

(2) 蚕業改良普及職員

蚕業技術指導所に配置されている蚕業改良指導員は、蚕業技術に関する高度な技術を有する都府県の技術吏員で、蚕業技術指導所管轄内の担当地域内において重点普及活動を行うとともに、嘱託蚕業普及員を指導することを職務としている。また、必要に応じて栽桑、育蚕、経営等の専門分担を併せ行い、蚕業技術指導所の全域にわたる専門普及活動に従事する。

嘱託蚕業普及員は、養蚕農協等に常置する蚕業技術員の中から都府県知事が適格者を選定して蚕業改良普及業務を委嘱した県の非常勤職員で、蚕業技術指導所に所属し養蚕農協等に駐在して、蚕業改良指導員の指導の下に担当地区を巡回して蚕業技術指導所の業務の一部を分担しているものである。

2 蚕業普及活動

普及活動の推進に当たっては、生産性の向上及び養蚕経営の改善に主眼を置き、新たな技術体系の効果的普及推進、養蚕の担い手及び後継者の育成確保、経営の安定化の指導を行うとともに、試験研究機関の研究成果等に基づく知識、情報を的確に収集し、養蚕農家及び関係者に対し組織的に提供し、効果的な普及活動をしている。

3 研 修

(1) 蚕業改良普及職員の研修

ア 中央研修

蚕業及び普及指導に関する知識並びに技術の水準を維持向上させて、普及指導力の強化を図ることを目的として、5年度は次の研修を実施した。（カッコ内は受講者数）

主任蚕業改良指導員技術向上特別研修	(22名)
蚕業改良指導員経営研修（経営改善）	(27名)
蚕業改良指導員経営研修（パソコンによる経営診断）	(28名)
蚕業改良指導員蚕桑技術員蚕桑技術研修	(30名)
蚕業改良指導員機械研修	(59名)
嘱託蚕業普及員新任者研修	(17名)

イ 地方研修

蚕業改良普及職員の職務に応じ地域の実情に適合し

た知識、技術を習得させ、資質の向上を図ることを目的として都府県において地方研修が実施された。

(2) 蚕業技術員の育成

蚕業技術者の育成は、府県の農業大学蚕業科等（5年7府県）で行われており、6年3月の卒業生数11名、4月の入所者数13名で5年度の在籍者数は24名であった。

4 広報活動等

(1) 定期刊行物

ア 蚕業普及だより

農蚕園芸局と蚕業改良普及職員との連絡機関紙である「蚕業普及だより」は、普及活動において必要な各種資料の提供、蚕糸関係諸対策の理解と徹底を図るため毎月発行しているが、6年3月末までに675号を発行した。

イ 蚕糸技術のひろば

日本蚕糸新聞に毎週掲載している「蚕糸技術のひろば」は、蚕業改良普及職員及び展示普及養蚕農家、養蚕婦人、養蚕青年、蚕糸関係者等を対象として、蚕糸新技術や養蚕省力技術等の養蚕農家への普及浸透及び経営合理化を推進するため、普及活動の効率化を図ることを目的として企画編集し、平成6年1月26日までに第2293号まで発行した。（日本蚕糸新聞の休刊に伴い以後休止）

(2) 蚕業技術普及マニュアル

先進国型養蚕業の早期確立を目指した蚕業改良普及活動の効率化を図るため、技術指導の手引きとして先進国型養蚕経営に視点をおき、理論的・体系的・実践的に解説した先進国型養蚕技術体系マニュアルを平成4年度から作成している。

5年度は、蚕飼育版「超多回育機械化養蚕指導の手引」と題して、超多回育養蚕の基本的考え方と留意点、人工飼料育及び各種飼育装置による技術並びに飼育計画・経営改善について体系的に解説するとともに、これらの技術等を取り入れた農家経営事例を紹介したマニュアルを作成した。

第14節 果樹農業振興対策

1 果樹の生産対策

(1) 果樹生産の動向

5年の果樹栽培面積は32万8,900haとなり、前年に比べ5,700ha減少した。種類別にみると、おうとう（160ha増）、西洋なし（150ha増）等では増加したものの、

うんしゅうみかん（1,700ha減）、くり（1,100ha減）等では減少した。

5年産の果実の収穫量（農林水産連報）は425万9,000tとなり、前年産に比べて45万3,000t減少した。これは「平成5年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針」により摘果が推進されたことや、低温、多雨、日照不足等の影響を受けたことによるもので、種類別には、うんしゅうみかん（19万3,000t減）、かき（6万6,500t減）、いよかん（6万200t減）、日本なし（3万6,300t減）、りんご（2万8,000t減）等で減少した。一方、うめ（1万4,500t増）、西洋なし（3,000t増）等では、増加した。

(2) 果樹の生産に関する施策

ア 平成2年3月20日に策定された果樹農業振興基本方針に基づき、需要の長期見通しに適合した果樹生産の誘導を行うとともに、果実需給の安定、消費者ニーズに即した高品質果実の生産、国際競争にも耐え得る足腰の強い果樹産地の育成、ひいては果樹園経営の安定に資するため、先進的農業生産総合推進対策等において、次の諸対策を総合的に実施した。

(ア) かんきつ及び落葉果樹について、傾斜地多目的管理機等の導入により生産性等の飛躍的向上を図るとともに、生産コストの低減、品質の向上技術等を確立・実証するための果樹高度生産モデル団地を設置した。

(イ) 高度な品質管理システムの導入のための産地条件・体制の整備を実施し、高品質果樹モデル産地の育成を推進した。

(ウ) かんきつ及び落葉果樹について、小規模土地基盤整備、生産施設及び集出荷施設の整備等を行い、産地の整備を推進した。

(エ) バインアップルについて、小規模土地基盤整備、生産機械・施設の整備等により、産地体制の整備を行った。

(オ) 各地域の有望な特産果樹について、生産・流通・加工条件を整備して産地の育成を推進した。

(カ) かんきつ転換産地において、生産流通条件等を整備して、転換先果樹の安定・定着を図った。

(キ) 果樹の優良健全種苗供給体制を整備するため、ウィルス無毒種苗増殖用施設及び大苗育苗施設の整備を実施した。

（予算額 38億6,506万円）

イ 果樹産地活力強化特別対策事業

果樹産地の持つ優れた観光特性を活用して、都市消費者との交流促進、技術の高度化や労力不足緩和のための園地整備、高齢者の生きがい作り等の対策を実施した。

(予算額 14億4,000万円)

ウ 農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち「果樹栽培合理化資金」の貸付を行った。

(貸付実績 11億500万円)

(3) 果樹農業研修

果樹農業研修は果樹栽培の機械化に関する諸技術を集約化された果樹園において合理的に組み合わせた一連の機械化栽培体系として組み立て、検証するとともに、果樹農家の後継者等を対象にこれら諸技術の実務研修を通じて果樹農業近代化推進の中核的役割を果たす農業者を育成することを目的として実施している。

研修内容は1年間の長期研修のほか、果樹の技術員や指導者を対象とした短期研修を行っており、5年度は長期では落葉11名、常緑7名、短期では落葉47名、常緑37名、合計102名の研修を行った。

(予算額 1億4,849万円)

2 果実の流通合理化対策

果実の流通の円滑化を推進するため、主要果実について関係者を集め、流通改善のための協議を行った。

果実の集出荷の合理化を図るため、集出荷施設、低温貯蔵施設等を設置することにより、果樹産地の整備と価格の安定を図った。

3 果実の加工対策

果実加工業は、消費形態の多様化により、その重要性が増している。また、近年の国際化に対応するため、果実加工品についてもかんきつ及び農産物12品目交渉の結果を踏まえ、輸入自由化関連国内対策として果実搾汁部門の施設整備を実施した。

前年に引き続き、加工原料用果実価格安定対策等を通じて原料の契約取引の推進、供給の円滑化等原料の需給安定に努めた。

4 果実の価格安定対策

果実生産出荷安定基金制度については、前年度に引き続いて計画生産出荷の促進、加工促進等の需給安定対策等を強力に推進するための資金を中央果実生産出荷安定基金協会（以下「中央果実基金」という。）に造成した。

ア 特定果実等計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかんの生産量が大幅に増加する可能性があったため、摘果等の推進及び出荷調整等を行うため、特定果実計画生産出荷促進事業を実施した。なお、中晩かん計画生産促進事業は実施されなかった。

(予算額 4億6,611万円)

イ 果樹改植農家経営維持安定資金利子補給事業
前年度に引き続いて、うんしゅうみかん等の改植・高接実施農家が借り入れた経営安定資金について利子負担の軽減措置を講じた。

(予算額 1億0,892万円)

ウ 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実（缶詰原料用うんしゅうみかん）の5年度及び6年度分についての造成を行った。

また、5年産加工原料用果実の生産者補助金の交付は、果汁原料用うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、りんご、もも、缶詰用うんしゅうみかん、もも、加工原料用パイナップルについて行われた。

(予算額 6億7,760万円)

エ 果汁消費促進特別対策事業

果汁消費の安定的拡大を図るため、前年度に引き続き、小・中学校等へうんしゅうみかん果汁の供給を行った農業者団体（18府県連）に対し、補助金を交付した。

(予算額 4億2,897万円)

オ 果樹栽培管理機械開発事業

果樹栽培における総合的な機械化体系を確立するため、各種作業機械の開発を中央果実基金が生物系特定産業技術研究推進機構に委託し、当事業を実施した。

(予算額 2,522万円)

カ 果実加工品調整保管事業

うんしゅうみかんを果実製品に加工し、調整保管を実施する事業に要する経費の造成（2か年分割造成の1年目）を行った。

(予算額 5億1,125万円)

5 果実等の消費拡大対策

自由化関連対策の一環として、かんきつ、りんご、ぶどう等の消費拡大を積極的に進めるため、みかんフェアの開催、店頭販売促進、テレビCM等を実施するとともに、果実の輸出振興のため、輸出体制の整備、市場調査、輸送試験及び海外における消費宣伝活動を実施した。また国産みかん果汁の消費拡大についても積極的に進めるため、各種メディアを利用した消費宣伝活動を実施した。

6 果実及び果実加工品の輸出入

(1) 輸 出 の 動 向

5年の生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかんがカナダ向けを中心に1万1,045t、なしが香港、米国向けを中心に7,266t、りんごが香港、タイを中心に1,841t、

かきがシンガポール、タイを中心に1,542t輸出された。

果実加工品の輸出のうちみかん缶詰については、シンガポール、サウジアラビアを中心に輸出され、前年比51%減の773tであった。

果汁を含有する飲料は、前年比205%増の2,336klが輸出された。

(2) 輸入の動向

5年の生鮮果実の輸入量は、バナナが91万t、グレープフルーツ、オレンジ、レモン等のかんきつ類が49万t、パインアップルが12万tであった。

果実加工品の輸入のうち果実缶詰の輸入量は、前年比8%増の20万1千tで、品目別には、パインアップル缶詰が7万t、もも缶詰が5万6千t、ミックスドフルーツ缶詰が1万5千tであった。

果汁の輸入量は、前年比14%増の14万9千kl(濃度不明)で、品目別にはオレンジが6万1千kl、リンゴが4万5千kl、グレープフルーツが1万3千kl、ぶどうが1万2千kl、パインアップルが5千klであった。

第15節 花きの生産普及対策

1 花き生産状況

5年産の花きの生産状況は表11のとおりである。

表11 5年産の花きの生産状況

	作付面積(ha)	出荷数量	生産額(百万円)
	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)
切花類	18,215 101	5,582,409(千本)	298,176 106
鉢もの	1,822 102	222,052(千鉢)	100,900 99
花壇用苗もの	540 106	227,530(千鉢)	12,078 120
花木類	15,101 100	168,907(千本)	173,578 96
球根類	1,440 96	416,644(千球)	7,987 102
芝	10,177 111	8,261(ha)	17,954 100
地被植物類	99 111	34(ha)	6,346 154
合計	47,393 103		614,019 102

2 花き需給安定推進

花きの需要の拡大に対応して、総合的な花き需給調整を推進するため、産地における生産及び出荷事情の調査、花き市場の流通調査、消費の実態調査を実施するとともに、花き需給調整協議会の開催及び花き流通

改善のための基礎資料の整備等需給安定対策の推進を図った。

(予算額 1,176万円)

3 花き生産流通対策

最近の花きの需要動向に対応し、花きの生産及び流通の高度化による高品質で低コストな花きの安定的供給を推進するため、産地の組織化、共選共販体制の確立、カジュアルフラワー生産の推進、先端技術集約モデル団地の育成等を図るとともに、新品種の導入、新栽培技術の普及、花きの啓蒙・普及等を行う拠点施設の整備を行った。

また、新たに、生産の分業化、流通を一元化する高能率流通施設の整備等により、既存産地を広域産地として再編整備を行った。

(予算額 8億8,566万円)

4 花き普及促進対策

花きを活用した潤いのある豊かな社会の実現と花き産業の振興に資するため、全国的な花きの普及啓発活動、花き園芸技術展の開催、全国規模の共助会の実施、花きの普及に関するシンポジウムの開催等により、家庭・職場等における花き消費の拡大・定着、花きを活用した景観美化の促進、花きを通じた地域農業の活性化等を目指す「花の国づくり運動」を展開した。

また、花きの需要を拡大する観点から、贈答用、催事・営業用等の需要に加えて、日常的消費向けの手頃な価格の花(カジュアルフラワー)の需要を開拓するため、その生産・流通・販売システムの確立のための調査を実施するとともに、中長期的視点に立った今後の花きの普及促進に資するため、花きに関する総合的な情報収集・提供のあり方についての調査検討を実施した。

また、平成4年6月に成立した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、新たに、商業的に繁殖できる希少植物種の適正な生産・流通に係る啓発普及活動等を実施した。

さらに、「国際花と緑の博覧会」の基本理念の継承、花きの役割の重要性のアピールや花き園芸分野における技術・文化等の交流、さらには、出展を通じた国内花き関係者の意識啓発を図るため、ドイツ国において開催された国際園芸博覧会 I G A '93に出展参加した。

第16節 甘味資源作物の 生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給度の向上に資するため、「甘味資源特別措置法」に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

1 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、60年以降、北海道農業関係団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われてきたが、平成5年産の作付面積は野菜への転換、転作緩和措置等により減少し、7万100haであった。

10a当たり収量は、生育期前半の低温・寡照や長雨等の影響から主産地の十勝での湿害等のため4.8tにとどまった。

このため、生産量は、339万t（前年比95%）となった。

さとうきびの生産は、農業従事者の高齢化等の労働力事情による作付規模の縮小や、他作物への転換等により、近年、減少傾向にあり、5年産の収穫面積は2万5,900ha（前年比94%）となった。

10a当たり収量は、沖縄県については比較的气象条件に恵まれたものの、鹿児島県は台風等の影響により生育が抑制されたことから、両県平均では6.3t（同99%）にとどまっている。

この結果、生産量は、164万t（同92%）となっている。

2 てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道の畑作農業によって輪作上重要な基幹作物であり、生産の合理化、品質の向上を図る必要がある。このため、平成5年度は次の事業を実施した。

ア 先進的農業生産総合推進対策において、栽培の省力化を図るための集約営農用機械の導入、作業効率の向上を図るための小規模土地基盤の整備、品質向上を図るための品質等改善拠点施設の設備等について助成を行った。

（予算額 33億1,859万円の一部）

イ 甘味資源作物の生産改善と技術の普及に資する

ため、甘味資源生産振興事業において甘味資源振興会が生産振興のために行う技術検討会の開催、てん菜の原原種は、原種ほの設置等について助成を行った。
（予算額 2,321万円）

3 さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県農業の基幹作物として極めて重要な作物であり、また、平成6年産からの品質取引への円滑な移行、品質及び生産性の向上を図る必要がある。このため、平成5年度は次の事業を実施した。

ア 先進的農業生産総合推進対策において、大型から小型の各種乗用型収穫機の導入等による地域の実態に即した機械化作業体系の確立・普及、品質向上栽培技術の啓発・普及、さとうきびを基幹とした地域複合化の推進、恒常的低品質地帯の生産条件の整備等について助成を行った。

（予算額 10億328万円）

イ 平成6年産からの品質取引への移行を控え、生産の安定及び品質向上に資するため、早熟・高糖・多収性品種を中心として、原種ほの設置による健全無病な優良種苗の増殖・配布について助成を行った。

（予算額 4,245万円）

第17節 特産農産物の生産 振興対策

いも類、豆類、工芸作物等の特産農作物は地域農業において極めて重要な地域を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されていること、また海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが必要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

1 特産農産物の生産動向

(1) いも類

5年産甘しょの作付面積は、前年より、2,100ha（4%）減少して5万3,000haとなった。10a当たり収量は1,950kg（作況指数86）であり、生産量は前年比20%減の103万3千tとなった。

また、馬鈴しょの作付面積は、200ha（0.2%）減少し11万1,200haとなった。生産量は、北海道産は259万2千t（10a当たり収量3,770kg）、都府県産の春植73

万3千t(同1,900kg),同秋植6万4千t(同1,600kg)であり、この結果、全国の生産量は前年より3%減の338万9千tとなった。

(2) 雑豆・落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生、緑豆は除かれる。雑豆の5年産の作付面積は、7万1,000ha(前年比2%増)と前年に比べ1,000ha増加した。種類別では小豆5万2,600ha(前年比4%増)、いんげん1万7,200ha(前年比2%減)、えんどう660ha(同27%増)、そら豆310ha(同14%減)、ささげ390ha(同26%減)であった。

生産量については小豆の作況指数が54、いんげんが79となり、天候不順による凶作であったことにより4万5,500t(同34%減)、いんげんも2万6,200t(同22%減)となり、雑豆全体では7万4,00t(同29%減)と減少した。

落花生は、作付面積が1万5,400ha(同5%減)とやや減少したが、作況指数が77と天候不順による不作により、生産量は2万3,500t(同24%減)と減少した。

(3) 茶

5年の茶栽培面積は、前年に比べ1,000ha減の5万5,700haとなった。荒茶生産量は、緑茶については潜在的生産力が高いと見込まれるものの計画的な生産が行われており5年産は9万2,100t(前年同)であった。また、紅茶は3t(前年同)であった。茶の輸出は328t(前年比13%増)で、うち緑茶が305t(同19%増)であった。一方、輸入は3万7,303t(同10%減)で、うち紅茶が1万2,699t(同10%減)、その他の茶が1万9,123t(同16%減)、緑茶が5,481t(同21%増)であった。

(4) その他の特産農産物

その他の特産農産物の生産量は、いぐさ6万7,100t(同15%減)、こんにゃくいも8万7,100t(同17%減)、ホップ1,065t(同10%減)であった。

2 特産農産物の生産流通対策

(1) 新需要開発産地形成等推進事業(地域特産関係)

茶、こんにゃく、ホップ、葉たばこ、薬用作物、香料作物、いも類、雑豆類等については、健康、安全性、高品質、本物志向等需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産流通体制の整備による生産基盤の強化、新規需要の発掘とその供給体制の整備、及び生産技術先進モデル地区の設置と先進技術導入のための条件整備等を実施した。

(予算額 8億3,308万円)

(2) その他の特産農作物の生産流通対策

いについては、需要動向に見合った計画的な生産と需要の拡大を図る等需給安定対策を行うい・い製品需給安定対策事業を実施した。

(予算額 1,010万円)

茶については、計画的な生産と消費の拡大を図る等需給安定対策を行う茶生産流通安定対策事業を実施した。

(予算額 1,791万円)

こんにゃくについては、計画的な生産を図るとともに、こんにゃく製品の品質を確保することにより需要の拡大を図るこんにゃく需給安定対策事業を実施した。

(予算額 655万円)

また、こんにゃくいものウィルス・フリー種苗の増殖と技術確立等を図るこんにゃくいもウィルス・フリー種苗実用化促進事業を実施した。

(予算額 856万円)

このほか、ハーブ等の生活にうるおいを与える特産農作物について、生産や利活用法等に関する情報を整備し、産地と実需者等との連携体制作りを進め、需要の拡大等を図るハーブ等特産農作物情報推進事業を実施した。

(予算額 1,100万円)

第18節 大豆なたね交付金

大豆なたね交付金暫定措置法(昭和36年法律第201号)の運営は次のとおりである。

1 4年産大豆

4年7月15日に全国農業協同組合連合会(全農)及び全国主食集荷協同組合連合会(全集連)からそれぞれ提出された、4年産大豆の調整販売計画等及び交付金の交付の方法について、これを承認し、5年1月13日付け農林水産省告示第24号をもって公表した。

基準価格銘柄区分Ⅱの規格その1の2等は60kg当たり14,218円と決定し、4年10月23日付け農林水産省告示第1150号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事業等実績報告書の確認を行い、5年10月5日両団体に対し表12のとおり交付金を交付した。

2 5年産なたね

5年4月15日に全農及び全集連からそれぞれ提出された5年産なたねの調整販売計画等及び交付金の交付

の方法については、これを承認し、7月20日付け農林水産省告示第824号をもって公表した。

基準価格60kg 当たり11,639円と決定し、5年6月8日付け農林水産省告示第711号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事業等実績報告書の確認を行い、6年2月4日両団体に対し表12のとおり交付金を交付した。

表12			
	大豆	なたね	単位
交付対象数量	66,102	765	t
基準価格	14,218	11,639	円/60kg
販売価格	10,924	5,257	円/60kg
流通経費	1,278	847	円/60kg
標準販売価格	9,646	4,410	円/60kg
交付金単価	4,572	7,229	円/60kg
交付金額	5,058,526	92,144	千円

第19節 協同農業普及事業

農業改良助長法に基づき、農業者が農業及び農民生活の改善に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う協同農業普及事業を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

事業の基礎的経費については、標準・定額の協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 316億7,669万円)

協同農業普及事業交付金が交付される事業の内容は、次のとおりである。

(1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

ア 専門技術員

専門技術員は、各都道府県の中心的な試験研究機関及び本庁に配置され、試験研究機関、関係団体等と密接な連携を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する研修、指導援助等を行っている。

専門技術員の専門項目は、農業関係として稲及び麦、野菜及びいも類、果樹、花き、乳牛及び肉用牛等技術に関する13項目と普及指導活動（農業）及び普及指導活動（青少年）が、生活関係として労働衛生、居住環境、生活経営、農産物利用及び食品加工及び普及指導

活動（農民生活）の5項目が設けられており、その設置に当たっては、各都道府県が自県の農業事情等を勘案し、国が定める一定の資格を有する者の中から任用している。

専門技術員の6年3月31日現在の設置実数は、668人（うち農業関係549人、生活関係119人）である。

イ 改良普及員

改良普及員は、農業改良普及所に所属し、直接農業者に接して農業又は農業者の生活の改善に関する普及活動を行っているが、一部の改良普及員によっては農民研修教育施設（県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年の研修教育を行っている。

改良普及員の6年3月31日現在の設置実数は、10,356人（うち農業関係8,670人、生活関係1,686人）である。

(2) 普及職員の活動

ア 専門技術員

専門技術員は、改良普及員の行う農業及び農業者の生活の改善に関する指導等を円滑に進めることを目的として、県内の農業改良普及所、普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導、改良普及員の研修等を行っている。また、その充実に図るために、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題の解決方法等に関する農業者のほ場等での実証調査、あるいは地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適応した生活関係の技術に関する実験研究等の調査研究を行っている。

これら、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断器具、資材等の整備を行っている。

イ 改良普及員

改良普及員は、普及所管内の実情に応じていくつかの部門等を分担し、

① 管内をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとにチームを編成して行う活動方式

② 管轄区域全体を対象として専門部門等を分担して活動を行う方式

③ ①、②の併用による活動方式

等により、管内において、総合的、計画的に普及活動を行っている。また、重点的に普及活動を行う必要性の高い地域、農業者又はその組織する集団を重点指導対象として設定するとともに、その成果を周辺地域に波及させることにより、効果的、効率的な活動を進めている。

改良普及員は、農業及び農業者の生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進めるた

め、直接農業者に対して、主に次のような活動を行っている。

(ア) 農業及び農業者の生活の改善に関する教示及び実地展示を行うための所属する農業改良普及所の管内の巡回指導

(イ) 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証場の設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

(ウ) 農業及び農業者の生活に関する情報資料の適時、適切な提供

(エ) 集落の意向の取りまとめ、集落活動の企画・運営等の役割を担っている者等を対象とした集落活動の実践に必要な能力及び知識を高めるための研修会や農業者を対象とした講習会の開催

(オ) 上記(ア)から(エ)までに掲げる活動を総合化、体系化した活動

(3) 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点であり、改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた総合的な普及活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡の緊密化を図ることを目的としており、その位置、名称、管轄区域は都道府県の条例によって定められている。6年3月31日現在の農業改良普及所数は591である。

農業改良普及所においては、総合的かつ計画的な普及活動を行うため、改良普及員相互の緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、農業改良普及所を拠点とした普及活動の効果的、効率的な推進を図るため、次のようなことを行っている。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報資料の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 普及情報システム化の一環としての農業者、集団、青少年及び技術、経営等に関する情報等の整備

ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導施設(車)の整備

エ 農業改良普及所又は市町村を単位として、農業者又は市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員を構成員とし、普及活動に関するニーズ及び普及活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行う農業改良普及推進協議会の開催

オ 改良普及員の任用資格を有する者が改良普及員の産前産後の休暇中その普及活動を代替して行う産休改良普及員代替職員の設置

カ 改良普及員に協力して、普及活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供及び助言、特殊な専門事項についての指導等を行う普及活動推進協力員の設置

(4) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化等に対応し、的確な普及活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修(国が実施する研修への派遣を含む。)を実施するとともに、このために必要な分析・診断機材、視聴覚機材等を当該研修を実施する施設に整備している。

ア 普及所段階における研修

新任期の改良普及員に対し普及活動の実践的指導力を高めるための研修、現地の技術課題等を解決するための研修、改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度・先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域の総合的な課題解決のための研修、普及所における企画・管理上の諸問題解決のための研修、先進的技術・知識、普及指導方法等を習得するための国内外の大学・試験研究機関、先進地、市場等への派遣研修

ウ 国段階における研修

新任期の改良普及員研修、農政課題研修、技術研修、新任の農業改良普及所長研修等の研修

(5) 農村青少年の活動促進

農村青少年の活動促進については、改良普及員の日常の普及活動に加え、次のようなことを通じ、優れた青年農業者の育成を図っている。

ア 農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修(農林水産省農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。)の実施

イ 農村青年研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業士」として認定し、研修会、先進地調査等の実施

ウ 優れた農業経営を行いつつ農村青少年の育成に指導的役割を果たしている者を「指導農業士」として認定し、この者による情報交換、研究活動等の自主的な組織活動及び農村青少年の指導等の実施

エ 農業後継者たる農村青少年の研修教育に当たっている農民研修教育施設（県農業大学校）の指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、教務担当研修等の職員研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）

(6) 農民研修教育施設（県農業大学校）

の設置及び運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農民研修教育施設（県農業大学校）に長期の研修教育を行うための養成部門及び県の農業及び農村の実情に応じて短期の研修部門を置いている。養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義・実験及びの演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を計画的、実践的に習得させ、研修部門においてはリーダー、就職青少年に対し、農業又は農家生活に関する知識及び技術を習得させるとともに、このために必要な機材等の整備を行っている。

2 協同農業普及事業の効果的・効率的推進

普及組織の質的向上を第一義としてより高度な普及活動への取組を強化するため、普及の技術水準の高度化、県農業大学校等の施設整備の拡充強化等を行うとともに、協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 普及の技術水準の高度化

ア 普及職員の国際感覚のかん養、海外の農業動向・農業技術の体得、海外の先進的な普及手法の習得等を通じた指導能力の向上を図るため、普及職員を先進農業国等へ派遣する普及職員海外派遣研修事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 9,715万円）

イ 普及職員の専門項目又は部門分担に係る専門的知識・技術及び手法を習得させるため、普及職員を国内の大学、試験研究機関等に派遣する普及職員国内留学研修事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 4,439万円）

ウ 専門技術員として必要な知識及び技術の水準を高め、資質の向上と改良普及員に対する指導力の向上を図るため、農林水産省において専門技術員研修を実施した。（補助率2分の1 予算額 1,137万円）

エ 若手改良普及員の実践的な指導力を早急に向上させるため、若手改良普及員を対象として、先進農家

における農家体験研修、大学校・試験場研修、現地課題解決研修を体系的かつ集中的に実施する若手改良普及員早期養成研修事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 7,368万円）

オ 普及職員の経営指導能力の向上を図るため、普及職員に対する集合研修及び民間企業やビジネススクール等への派遣研修を行う普及職員経営指導能力向上特別事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 2億2,015万円）

カ 現地における普及活動の高度化・効率化を図るため、改良普及員が現場における分析・診断・調査等の活動とこれに基づく適切な指導を行うための体制を整備する高度現地診断指導強化特別事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 1億0,142万円）

キ 地域における農業・農村の新しい展開事例を踏まえたむらづくりの新たな方向、指導機関の連携強化の新たな方策等について、普及職員及び関係機関等が討議、検討を行うため普及フロンティアフォーラム開催事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 1,417万円）

ク 専門技術員の指導力向上及び活動の高度化を図るため、専門技術員を核とするプロジェクトチームによる、高度・先進的な現地実証等の活動とともに、ブロック、全国レベルの調査・研究活動を行う専門技術員活動高度化特別事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 8,216万円）

(2) 高度な技術・経営等の普及指導

ア 生産性の高い水田営農の確立と水稲作・転作を通ずる望ましい経営体の育成を図るため、水田営農の活性化の方策の検討・策定を行うとともに、こうした取組を自主的に推進しようとするモデル地区を選定し、濃密な経営・技術指導を行う水田営農活性化普及活動事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 1億931万円）

イ 農業の国際化や農産物の需要動向に的確に対応し得る企業の経営を育成するため、地域の農業の担い手となり得る農業者に、企業者マインドの醸成、経営改善計画の策定指導、改善計画に即した経営改善、技術導入指導等を行う21世紀型企業の経営育成新普及活動特別事業を実施した。

（補助率2分の1 予算額 1億1,475万円）

ウ 集落の範囲を越えた土地、労働力等の生産諸資源の利用調整等による合理的な地域営農の推進を図るため、農業改良普及所が地域の意向の集約、地域営農診断・分析等に基づき地域営農再編ビジョンを策定・提示して合理的な地域営農システムを確立し、活力あ

る地域営農を実践するモデル地区を育成する地域営農システム再編モデル育成事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 3,795万円)

エ 国民の食生活の高度化、多様化等に伴う消費者や加工産業・外食産業等の実需者のニーズを的確に把握し、これに対応するため、消費者や実需者との意見交換会、アンケート調査を実施するとともに、ニーズに即した新品種・作物の導入、実証展示、先進地の調査等を行う川下ニーズ即応型生産推進普及活動特別事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 7,701万円)

オ 農業者集団が自主的に取り組んでいる独自の技術開発や、試験研究機関等の研究成果の地域条件に即した改良・組立等を支援するとともに、関係機関が連携を図り、その技術の定着を促進する農業者自主技術開発支援事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 5,053万円)

カ 農業者等の役割分担の明確化とこれに沿った共同作業の推進等地域ぐるみの諸活動の推進により、集落機能の維持・増進と地域の一体感の醸成を図り、効率的・安定的な農業生産を実践する大規模農家の育成を支援する先進的農業地域活動支援事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 1億円)

(3) 農村青少年の育成

ア 青年農業者の育成確保

農村青少年だけでなく農外からの新規参入希望者等を含めて幅広く就農を促進し、農業経営及び農家生活に関する技術・知識の向上を図るとともに、自主的なクラブ活動を助長し、その資質と能力を開発して優れた青年農業者を育成確保するため、次の事業を実施した。

(イ) 新規就農を促進するため、青年農業者育成確保の目標となる都道府県、市町村段階における人材育成方針の策定を進めるとともに、全国、都道府県段階における就農関連情報の提供、就農相談等の実施、県農業大学校等における短期研修コースの設置及びモデル市町村における実践的研修の実施、就農環境整備の促進等一貫した就農支援体制の整備を行う青年農業者育成確保推進事業を実施した。

(補助率2分の1 定額 予算額 5億632万円)

(ロ) 県農業大学校の自営者養成部門(長期研修教育)及び短期研修部門の拡充強化を図るとともに、特に最近の農業分野の技術革新等に対応し、先端技術分野の研修教育の充実強化を図るための所要の施設を整備する農業農村生涯教育施設整備事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 10億円)

(ハ) 社団法人全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年の国内先進農家留学研修や国際交流研修、就農青少年の交換交流を図るための全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議等を実施した。

(定額補助 補助率10分の10 予算額 7,328万円)

(ニ) 社団法人国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を米国、欧州等の先進農家へ1～2年間派遣し、農業経営の実地体験をさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(定額補助 予算額 5,585万円)

イ 民間の研修教育施設における青年農業者育成

青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設(鯉淵学園、農業研修所、ハヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園)の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員設置等に対して助成した。

(補助率10分の10 3分の2 予算額 4億1,185万円)

ウ 農林水産省農業者大学校の運営

農業者大学校は、国自らが運営する農業後継者教育機関として、農業青年に対し3年間にわたった特色ある教育を行い、幅広い視野と応用能力を付与し、自ら近代的な農業経営の担い手となるべき優れた人材を育成した。

(予算額 2億1,401万円)

エ 研修情報の整備

農業後継者等が継続的な研修を行う場合の受け入れ先となり得る大規模農家、農業関連企業等の実態を調査しデータベース化を図るとともに、農業大学校等において研修教育に使用する効果的で質の高い視聴覚教材を作成する研修情報バンク整備事業を委託実施した。

(委託費 予算額 459万円)

(4) 女性・高齢者対策と生活関係普及活動の強化

ア 「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」(平成4年6月策定)に示された方向に沿って、女性が農業・農村の担い手として、その持てる能力を十分に発揮できるよう、①方針決定の場への女性の参画促進、地位の向上、②労働条件、労働環境の改善、③農業生産等に関する能力開発・向上等を推進する農村女性活動促進事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 2億3,352万円)

イ 農業従事者が安全でかつ快適に農業労働に従事できるような環境整備を図るための農業労働管理推進事業を実施した(補助率2分の1 予算額 3,155万円)ほか、農村女性グループを対象として、地域農産

物の加工や経営能力の向上、地域住民との新しいコミュニケーションづくりの推進を図る農村婦人地域農産物利活用促進事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 6,653万円)

また、普及事業において、関係機関と連携しつつ、「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」の実現に向け、女性の活動支援に必要な知識等の研修や女性の位置づけの明確化、能力発揮に関するプロジェクト研究を行うための農村女性に関する指導能力向上対策事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 4,329万円)

ウ 生活関係の普及活動を強化するため、改良普及員が専門家等の指導を得ながら、新たな分野に関する生活技術の確立を図る新生活関係普及活動強化特別事業を実施した。

(補助率2分の1 予算額 9,122万円)

(5) 生活関係研修

平成5年度の農林水産省生活技術研修館における生活関係研修受講者の実績は次のとおりである。

	コース数	延べ日数	延べ受講者数
農林水産省職員研修	3	14	88
生活関係普及職員研修	11	80	239

そのほか海外研修生の受け入れなどを行っている。

(6) 普及情報活動の充実強化

ア 普及職員の普及活動の高度化、効率化に必要な各種情報を、全国の普及組織等に対し迅速に提供するため、(財)全国農業改良普及協会に対して助成し、光ディスク等の最新の情報機器を活用した効率的なデータベース機能を持った新たなネットワークシステムの構築及びその効果的・効率的な運営を図るための企画調整機能の強化を行うとともに、新たな農政上の課題に対応した普及活動や、新システムを活用した新しい普及活動の推進のための調査研究を実施した。

(補助率10分の10、10分の6又は2分の1 予算額2億4,232万円)

イ 普及情報パソコンネットワークの高度利用を促進するため、都道府県の普及情報センター、農業改良

普及所等の高性能端末機の整備等を実施した。

(補助率2分の1 予算額 7,716万円)

(7) 女性の活動支援等

農村女性の自主的グループ活動を助長し、生活関係改良普及員の総合的指導力の向上に資するための農山漁村生活開発推進事業に必要な経費を社団法人農山漁家生活改善研究会に対し助成した。

(補助率 定額10分の10 2分の1 3,001万円)

(8) 農村生活に関する調査研究及び技術開発

農家・農村生活の変化に対応し、都市地域とは異なる観点からの総合的な対策の推進を図るため、社団法人農村生活総合研究センターに対して助成し、農村生活に関する調査研究、技術開発等を行い、情報提供及びコンサルタント活動等を実施した。

(補助率 10分の10又は10分の6 予算額 1億7,628万円)

(9) 農業及び生活に関する知識・技術の啓発

農山漁家の生活に関する知識・技術の普及、女性の能力発揮・地位向上に関する啓発等を図るため、社団法人農林放送事業団に委託して、生活関係普及活動の優良事例の紹介等を内容とした短編映画を制作し、その貸出を行った。

(委託費 予算額 1,675万円)

(10) 制度資金の活用についての指導援助

次代の農業を担う農業者を育成確保するため、農外からの新規就農者も含めた青年農業者のための青年農業者等育成確保資金（農業改良資金）の活用等について指導援助するとともに、自立経営育成のための総合資金の貸付及び効率的かつ安定的な農業経営を育成するため創設された経営体育成特別融資制度の活用等について指導援助した。

また、農家生活改善資金（農業改良資金）の中に農村の生活環境を改善するための生活環境改善資金及び農家の女性や高齢者の農産物の生産・加工を通じた生産活動を助長するための婦人・高齢者活動資金を設け、これらの資金の活用等について普及指導活動の一環として指導援助した。